

令和8年4月7日

「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案」の閣議決定を受けて

全国社会保険労務士会連合会
会長 若林 正清
全国社会保険労務士政治連盟
会長 石倉 正仁

本日閣議決定された「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案」は、現場の実情を反映された内容となっており、これにより制度改善が進むことは、大きな意義を有するものと受け止めております。

当連合会は、急速な社会変化や雇用形態の多様化、少子高齢化といった課題に向き合い、現場を支える社労士の専門的知見を結集し、持続可能で包摂的な労働・社会保障制度の構築に向け政策提言を重ねてまいりました。今回その一部が法律案として国会に上程されることは、働く人々の安心と社会の安定的発展に向けた重要な一歩です。

特に、遺族補償年金の男女差解消（連合会 2025 年度提言）や、農林水産の一部の事業に関する労災保険の暫定適用除外の廃止（連合会 2024 年度提言）は、現下の課題に的確に答えるものであり、現場の実効性ある改善として高く評価しており、これらを含む改正案について、第 221 回特別国会での早期法案成立を期待しております。

社労士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を通じて適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もつて豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを使命としています（社会保険労務士法第 1 条）。

当連合会はその使命の重みを深く認識し、現場に根ざした政策提言と社会的発信を今後も続けてまいります。

すべての働く人が安心して誇りをもって働ける社会の実現に向け、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。